

清瀬市指定有形民俗文化財

「清瀬市及び周辺地域のうちおり衣料」について

1. はじめに

清瀬市は武蔵野台地の東北端手前約15km付近の平坦部に位置しており、東村山市、東久留米市、埼玉県所沢市、同新座市に囲まれた約10km²の市です。

平成18年1月27日に清瀬市として20年ぶりとなる市指定文化財が1件新たに誕生しました。清瀬市指定有形民俗文化財「清瀬市及び周辺地域のうちおり衣料」です。これは、市民のボランティアの方が中心となって当館と共に調査・収集した成果により、166点(附10点を含む)が指定に至りました。

2. 「うちおり」とは

自家用の機織りのことを「うちおり」（家織り・内織り）といい、家族や自分のために織られた織物のことです。清瀬市及びその周辺地域では、昭和20年代頃まで家で取れた屑繭・木綿糸・賃機の残糸・緋糸等を使って、「うちおり」を織っていました。商品として織られた衣料ではなく、自家用に農家の女たちが身近に手に入る糸を利用して織ったものです。

3. 制作年代

この資料は、明治時代から昭和20年代にかけて製作されたうちおりの衣料で、その中心となるものは昭和初期から10年代に製作された絹布の衣料です。当時は、清瀬市内はもとより周辺地域においても養蚕が盛んであり、家で取れた繭を用いて自家用の絹布を織ることが広く行われていました。

4. 種類

絹布の種類は、平絹・紬・フトリ・縮緬・壁縮緬・段壁・斜子・綾織であり、中でも平絹（縞と型染め）・紬（主として縞）・フトリ（縞と型染め）・縮緬（型染め・色無地）・壁縮緬（型染め・色無地）は収集点数が多く、平絹・紬・フトリの縞は、性別や年齢に応じて様々なバリエーションが見られます。また、1人の製作者による縞が数点揃っているものもあり、そこからは製作者の好みが見て取れます。縮緬や壁縮緬は女物の上等な

よそゆきとされ、これらは白生地に織った後、染物屋へ出され、そこで型染めや色染めを施されました。染め文様には小紋や飛び柄があり、裏地との色柄の組み合わせには製作者のセンスや時代の流行が反映しています。

綿布の「うちおり」は、当資料中約20点であり、絹布に比べて点数は少ないが、これは綿布が家着や野良着に仕立てられ、着古されたことで、保存されている確率が極めて低いためです。家着や野良着は、布地が傷むと縫い返しや繕いが施され、さらに傷んだものは子供のオムツや雑巾などに利用されました。したがって、衣料の形状をとどめぬものが多く、そうした中で収集されている資料はたいへん貴重です。

その他、資料中には、地糸に綿糸・縞糸に絹糸を用いた絹綿交織の縞や、経糸に綿糸・緯糸にメリンスの裂き布を織り込んだ裂織もあり、清瀬市及び周辺地域で製作されたうちおりの全体像を見ることが出来ます。

なお、うちおりの収集に当たっては、表地はもちろんのこと、胴裏・裏袖・裾回し・袖口布・振り・裏衿といった裏地の各部位にも注意を払い、一部でもうちおりが用いられていれば、これを収集の対象としました。こうした収集の姿勢は、うちおりの用途を知る上で非常に有用であると考えられます。



【問い合わせ先】 清瀬市郷土博物館
電話 042(493)8585